

「(仮称)子どもの権利条例骨子案」に提出された市民意見概要と市の考え方

わたしの意見提案制度(平成 24 年 9 月 1 日~30 日実施)

	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
1	<p>権利と責任は表裏一体が原則。従って、子どもに権利を認めるのであれば、子どもに責任・経過責任・結果責任が生じるが、この条例が制定されると、子どもがワガママにならないか。</p> <p>日本は現在、これらの責任は親が親権者として民法上の責任者であり、損害賠償支払い義務者は親だが、この条例制定に伴う賠償金は市長が税金から支払うのか。</p>	<p>子どもの権利は、何らかの義務や責任を果たすことを条件に認められるものではなく、すべての子どもが生まれながらにして、当たり前にあるものです。</p> <p>当然として、子どもが権利を行使するときには、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにすることが必要です。</p> <p>条例骨子案第 2 章の 1 の(2)では、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければならない」ことを規定しており、権利行使の経験を通して、お互いの権利を尊重することを身につけていくものと考えております。</p> <p>なお、損害賠償支払者につきましては民法上の加害責任者が支払うものであります。</p>	<p>【前段】 記述・整理済み</p> <p>【後段】 対象事項外</p>
2	<p>前文に盛り込む内容に、「子どもにとってやさしいまちづくり」という表現があるが、これを受けて、青森市はどんな街づくりを目指している、権利条例ではどのようにとらえるのかということについて、具体像を示されたい。</p> <p>「子どもにとってやさしいまちづくり」だけでいいのか、「やさしさ」と共に、「生き抜く力」の形成が求められているとすれば、「やさしさと活力に満ちたまちづくり」という表現のほうがいいのではないか。</p> <p>このほか、子どもは将来を担う大切な社会の宝であるとともに、個々のそれぞれに良さや可能性を秘めた存在であるため、子どもは、個人が個人として尊重されるものであること、そして社会的な存在として互いに工夫を凝らして関わり合い、共に生きて行くことの意義を強調できればと願う。</p>	<p>1 つめのご意見については、前文に盛り込む内容の 1 つとして、“子どもに関係のあることを行うときには、その子どもにとって、今もっとも良いことは何かを第一に考える”という子どもの最善の利益の保障の考え方を根本に据えることとしていますが、子どもの最善の利益の保障が実現すれば、それは子どもにとってやさしいまちづくり・社会づくりにつながり、そしてそれは、自ずとすべての市民にとってやさしいまちづくりにつながるものと考えております。</p> <p>そして、その具体像は、「子どもが大人と育ち合い、学び合うことが保障されるまち」というように考えております。</p> <p>2 つめのご意見については、「やさしい」という視点に加えて、「生き抜く力の形成」も重要であることから、前文を文章化する段階でその視点も取り入れてまいります。</p> <p>3 つめのご意見については、前文に盛り込む内容の 1 つとして、「子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーであるとともに、大人と子どもが互いに育ち合うという視点を踏まえたものであること」という内容が盛り込まれており、前文を文章化する段階でその視点も取り入れてまいります。</p>	<p>【前段】 記述・整理済み</p> <p>【中段】 今後、条例案に反映</p> <p>【後段】 今後、条例案に反映</p>
3	<p>第 3 章の 6「子どもの権利の保障の行動計画と検証」について、行動計画を定め検証していく組織的なシステムが、どのように構築されていくのか。</p>	<p>本条例の実効性をより確実なものにするためには、本市における子どもの権利の保障の状況をしっかりと検証し、その検証結果を踏まえ、最善の方策をもって、子どもの権利保障の推進を図っていくことが重要であると考えておりますことから、その検証方法等については、今後、十分な検討をし、構築してまいります。</p>	<p>実施段階 検討</p>

反映状況について

「骨子に反映」 ……骨子に記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「今後、条例案に反映」 ……今後、条例案を作成する段階で記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済み」 ……条例骨子案に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」 ……今後、条例の実施段階で検討するもの

「反映困難」 ……反映が困難なもの
「その他」 ……上記以外のもの
「対象事項外」 ……施策の体系外への意見

「(仮称)子どもの権利条例骨子案」に提出された市民意見概要と市の考え方

わたしの意見提案制度(平成 24 年 9 月 1 日~30 日実施)

	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
4	いじめ問題が増加する中で、子どもも悪い事をしたらペナルティーが与えられる事を知れば、いじめ問題も少しは減るのではないか。(いじめ加害者へのカウンセリングも必要)	条例骨子案では、第 2 章の 1 の(2)にあるように、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければならない」という考え方を基本に、子どもたちに大切な権利を定めることとしており、また、第 3 章の 4 の(1)にあるように、「市は、いじめ、虐待、体罰等の早期発見に努めるとともに、それらからの救済及び予防への必要な取組を実施する」こととしております。 この条例の考え方に沿って、いじめ加害者へのカウンセリングも含めた、いじめ問題への対応については、個々の施策において取り組んでいきます。	記述・ 整理済み
5	前文中、“子どもの最善の利益”の“利益”という語句には、一般的に相手側の損失を伴う意味合いがある。健全な育成という観点で抵抗感があるので、この点について慎重な検討をお願いしたい。	子どもの最善の利益という表現は、本骨子案の基本となる「子どもの権利条約」の重要な原則として第 3 条に規定されており、経済的ないし物理的利益を意味するものではなく、「子どもに関係のあることを行うときには、その子どもにとって、今もっともよいことは何かを第一に考えなければいけない」という意味です。 この表現は今後、条例の中にも記載し、子どもの最善の利益の内容が市民の皆様にも伝わるようにしたいと考えております。	記述・ 整理済み
6	第 2 章の 3「自分らしく生きる権利」の「プライバシー(個人の秘密)や自らの名誉が守られること」を「個人の尊厳とプライバシーが守られること」と表現を変更できないか。	本骨子案の基本となる「子どもの権利条約」第 16 条の「いかなる児童も、その私生活、家族、家庭、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に鑑賞され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」において、プライバシー・名誉の保護が掲げられていることから、これを踏まえて、原文どおりとしたいと考えております。 また、プライバシーについては、法的に明確な定義がされておらず、個人の秘密以外の表現も想定されることから、“(個人の秘密)”という括弧書きの説明部分につきましては、ご意見を踏まえ、記述しないことといたします。	【前段】 反映困難 【後段】 骨子に 反映
7	第 2 章の 5「意見を表明し参加する権利」の「自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること」の中の“主張”を“表明”にした方が良いのではないか。	元々、この部分は“表明”という表現でしたが、自分にとって重要な決定(例えば停学処分を受けるなど)が行われるとき、その決定に対し“表明”という言葉より、自分の意見を認めてもらえるよう、強く言う“主張”とすべきとの意見が出され、原文に至った経緯がありますので、ご理解くださるようお願いいたします。	記述・ 整理済み
8	第 3 章の 2「子どもの育ちへの支援」の「子どもが多様な生活体験や交流をする場や機会を提供すること」を、「子どもへ健全で多様な生活体験や交流をする場や機会を提供すること」に修正できないか。	「青森市教育施策の方針」(平成 23 年 2 月 28 日決定)において、「青少年の健全育成」を進めるにあたり、多様な体験・交流活動の充実を図ることが掲げられていることも踏まえ、“健全で”という文言を追加することといたします。 なお、“子どもが”については、ご意見を踏まえ検討し、“子どもに”へ修正することといたします。	骨子に 反映

反映状況について

「骨子に反映」…骨子に記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「今後、条例案に反映」…今後、条例案を作成する段階で記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済み」…条例骨子案に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」…今後、条例の実施段階で検討するもの

「反映困難」…反映が困難なもの
「その他」…上記以外のもの
「対象事項外」…施策の体系外への意見

「(仮称)子どもの権利条例骨子案」に提出された市民意見概要と市の考え方

わたしの意見提案制度(平成24年9月1日~30日実施)

	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
9	<p>この条例によって、どんな子どもからどんな大人になってほしいのか、子ども達がどんなふうに着、どんな物の考え方をするようになるのか、将来にわたって観察していくこと、考察していくことが必要なのではないか。</p> <p>昨今、いじめによる自殺の報道を目にするが、東京などでは、子どもが受ける様々な暴力から自分自身を守る方法や、自分が加害者にならないために気持ちを伝える方法や感情のコントロールの仕方を学習し実践するプログラムが行われていると聞く。</p> <p>条例を作った終了ではなく、条例がしっかりと息づいて、実効性のある施策と、試行錯誤ができる柔軟性のあるものになることを望むとともに、予算の確保もお願いしたい。</p>	<p>本条例は、第1章総則にもあるように、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるように、子どもにとって大切なさまざまな権利を保障することを目的としております。</p> <p>そして、第3章では、子どもにとって大切な権利がきちんと保障されているかどうかについて検証することを規定しており、最善の方策をもって、子どもの権利保障の推進を図っていくこととしております。</p> <p>また、第4章では、いじめや虐待、体罰など、子どもの権利が侵害され、悩み苦しんでいる子どもたちを救済するための仕組みとして「子どもの権利擁護委員」を設置するなど、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応することとしております。</p> <p>ご意見のとおり、条例を作った終わりではなく、本条例の趣旨、そして子どもの権利について、子どものみならず、大人にも広く周知を図りながら、子どもの権利を保障するための取組や支援に努めてまいります。</p>	実施段階 検討
10	<p>第3章の4「子どもの命と安全を守る取組」について、いじめ、虐待、体罰は絶対的に許されるものではなく、市としてそのことをきちんと明白にし、啓発活動をしていくということを入れ込むべきと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、いじめ、虐待、体罰は絶対的に許されるものではないことは当然のことであり、このことについては、条例とともに今後作成する解説書やリーフレットなどに明記するほか、ご意見の啓発活動を含めた取組を検討してまいります。</p>	実施段階 検討

反映状況について

「骨子に反映」 ……骨子に記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「今後、条例案に反映」 ……今後、条例案を作成する段階で記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済み」 ……条例骨子案に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」 ……今後、条例の実施段階で検討するもの

「反映困難」 ……反映が困難なもの
「その他」 ……上記以外のもの
「対象事項外」 ……施策の体系外への意見